

日曜金曜日 17月3年12月平成

<u>副腎皮質ホルモン剤</u>	若年性関節炎
<u>卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤</u>	関節症
<u>その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)</u>	強直性脊椎炎 脊椎症(胸部および腰仙部) 閉経期およびその他の閉経周辺期障害

## 別表第四

## インシクリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

乾燥人血液凝固第V因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体

ソマトスタンアログ

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液

在宅中心静脈栄養法用輸液

インターFエロンアルファ製剤

ブトルファノール製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

ヒトソマトメジンC製剤

人工腎臓用透析液

(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号)別表第1医科診療報酬点数表第2章第2部区分番号C102-2に掲げる在宅血液透析透析指導管理料を算定している患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)

血液凝固阻止剤

(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)

生理食塩水

(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)

プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤

塩酸モリヒネ製剤

○厚生省告示第七十四弐

○保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和31年厚生省令第十六号)第11条の四の規定に基づいて「介護老人保健施設」を定める件(平成6年3月厚生省告示第117号)の一部を次のように改正し、平成11年4月1日から適用する。

平成11年3月17日

第一号中「薬剤服用歴管理指導料」を「薬剤服用歴管理・指導料」とし、第一号中「都道府県知事」

を「地方社会保険事務局長」とする。

○厚生省告示第七十五弐

○厚生省告示第七十六号

○厚生省告示第七十七号

○厚生省告示第七十八号

○厚生省告示第七十九号

○厚生省告示第三百七号

○厚生省告示第三百八号

○厚生省告示第三百九号

○厚生省告示第三百十号

○厚生省告示第三百十一号

○厚生省告示第三百十二号

○厚生省告示第三百十三号

○厚生省告示第三百十四号

○厚生省告示第三百十五号

○厚生省告示第三百十六号

○厚生省告示第三百十七号

○厚生省告示第三百十八号

○厚生省告示第三百十九号

○厚生省告示第三百二十号

○厚生省告示第三百二十一号

○厚生省告示第三百二十二号

○厚生省告示第三百二十三号

○厚生省告示第三百二十四号

○厚生省告示第三百二十五号

○厚生省告示第三百二十六号

○厚生省告示第三百二十七号

○厚生省告示第三百二十八号

○厚生省告示第三百二十九号

○厚生省告示第三百三十号

○厚生省告示第三百三十一号

○厚生省告示第三百三十二号

○厚生省告示第三百三十三号

○厚生省告示第三百三十四号

○厚生省告示第三百三十五号

○厚生省告示第三百三十六号

○厚生省告示第三百三十七号

○厚生省告示第三百三十八号

○厚生省告示第三百三十九号

○厚生省告示第三百四十号

○厚生省告示第三百四十一号

○厚生省告示第三百四十二号

○厚生省告示第三百四十三号

○厚生省告示第三百四十四号

○厚生省告示第三百四十五号

○厚生省告示第三百四十六号

○厚生省告示第三百四十七号

○厚生省告示第三百四十八号

○厚生省告示第三百四十九号

○厚生省告示第三百五十号

○厚生省告示第三百五十一号

○厚生省告示第三百五十二号

○厚生省告示第三百五十三号

○厚生省告示第三百五十四号

○厚生省告示第三百五十五号

○厚生省告示第三百五十六号

○厚生省告示第三百五十七号

○厚生省告示第三百五十八号

○厚生省告示第三百五十九号

○厚生省告示第三百六十号

○厚生省告示第三百六十一号

○厚生省告示第三百六十二号

○厚生省告示第三百六十三号

○厚生省告示第三百六十四号

○厚生省告示第三百六十五号

○厚生省告示第三百六十六号

○厚生省告示第三百六十七号

○厚生省告示第三百六十八号

○厚生省告示第三百六十九号

○厚生省告示第三百七十号

○厚生省告示第三百七十一号

○厚生省告示第三百七十二号

○厚生省告示第三百七十三号

○厚生省告示第三百七十四号

○厚生省告示第三百七十五号

○厚生省告示第三百七十六号

○厚生省告示第三百七十七号

○厚生省告示第三百七十八号

○厚生省告示第三百七十九号

○厚生省告示第三百八十号

○厚生省告示第三百八十一号

○厚生省告示第三百八十二号

○厚生省告示第三百八十三号

○厚生省告示第三百八十四号

○厚生省告示第三百八十五号

○厚生省告示第三百八十六号

○厚生省告示第三百八十七号

○厚生省告示第三百八十八号

○厚生省告示第三百八十九号

○厚生省告示第三百九十号

○厚生省告示第三百九十一号

○厚生省告示第三百九十二号

○厚生省告示第三百九十三号

○厚生省告示第三百九十四号

○厚生省告示第三百九十五号

○厚生省告示第三百九十六号

○厚生省告示第三百九十七号

○厚生省告示第三百九十八号

○厚生省告示第三百九十九号

○厚生省告示第三百一〇号

指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣の定める疾病等

一 厚生大臣が定める疾病等  
特掲診療料の施設基準等 (平成十二年三月厚生省告示第六十八号) 別表第五に掲げる名称の疾

病等  
すれかに該当する状態

○厚生省告示第七十八号

老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号) 第三十条第一項の規定に基いて、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準 (平成六年三月厚生省告示第七十一号) の一部を次のよう改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた医療に要する費用の額の算定及び同日以後同年六月三十日までの間に行われる改正前の別表第一第二章第2部11に掲げる老人デイ・ケア (同年三月中に老人デイ・ケアを受けた患者に対して、同一の保険医療機関において行われるものに限る。) に要する費用の額の算定について、「なお従前の例にもない」として、同年九月三十日までの間は、改正後の別表第一第二章第2部第1節1の注6中「90日」があなば「180日」へ読み替えて適用する。

平成十二年三月十七日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第五号の次に次の「」号を加える。

六 前各号の規定により保険医療機関又は保険薬局において算定する医療に要する費用の額は、別に厚生大臣が定めた場合を除き、介護保険法 (平成九年法律第四十一条) 第六十二条に規定する転介護被保険者等につきては、算定しないものとする。

別表第一から第三号を次のよう改め。

別表第一

老人医療診療報酬点数表

〔目次〕

第一章 一般的医療に係る老人基本診療料

第1部 老人初・再診料

通則  
第1節 老人初診料  
1 老人再診料  
2 老人外来診療料

第2部 老人入院料等  
通則  
第1節 老人入院基本料

1 老人一般病棟入院基本料  
2 老人療養病棟入院基本料  
3 老人結核病棟入院基本料  
4 老人精神病棟入院基本料  
5 老人特定機能病院入院基本料  
6 老人専門病院入院基本料  
7 老人障害者施設等入院基本料  
8 老人病棟老人入院基本料  
9 老人有床診療所療養病床入院基本料  
10 老人有床診療所療養病床入院基本料

第2節 老人入院基本料加算

- 1 入院時医学管理加算
- 2 紹介外来加算・紹介外来特別加算
- 3 急性期病院加算

- 4 急性期特定病院加算
- 5 地域医療支援病院入院診療加算
- 6 救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
- 7 在宅患者応急入院診療加算

- 8 診療録管理体制加算
- 9 瘫病等特別入院診療加算
- 10 特殊疾患入院施設管理加算

- 11 看護配置加算
- 12 看護補助加算
- 13 夜間勤務等看護加算

- 14 特別看護加算・特別看護長時間加算
- 15 特別看護補助加算・特別看護助長時間加算
- 16 地域加算

- 17 療養環境加算
- 18 H.I.V感染者療養環境特別加算
- 19 重症者等療養環境特別加算
- 20 療養病棟療養環境加算
- 21 療養所療養型病床群療養環境加算

- 22 無菌治療室管理加算
- 23 放射線治療病室管理加算
- 24 重症皮膚潰瘍管理加算
- 25 精神科措置入院診療加算

- 26 精神科応急入院施設管理加算
- 27 精神科隔離室管理加算
- 28 精神病棟入院時医学管理加算

- 29 第3節 老人特定入院料

- 1 老人一般病棟入院医療管理料
- 2 老人性痴呆疾患治療病棟入院料
- 3 老人性痴呆疾患療養病棟入院料
- 4 診療所老人医療管理料
- 5 救命救急入院料

- 6 特定集中治療室管理料
- 7 広範囲熱傷特定集中治療室管理料

- 8 一類感染症患者入院医療管理料
- 9 特殊疾患入院医療管理料
- 10 回復期リハビリテーション病棟入院料

- 11 特殊疾患療養病棟入院料
- 12 緩和ケア病棟入院料
- 13 精神科急性期治療病棟入院料
- 14 精神療養病棟入院料